

案

御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱の一部を改正する要綱案

御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>要綱</u>における用語の意義は、建築基準法、建築基準法施行令、都市計画法等の関係法令によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者</p> <p>第4条に規定する適用範囲内の敷地で以下に示す行為を行おうとする者</p> <p>(i) ~ (iii) [略]</p> <p>(iv) <u>屋外広告物(ガラス面の内側に貼り付けられる広告物を含む。以下同じ。)</u>の設置、増設、表示の変更、移設、改造(以下「屋外広告物の設置等」という。)</p> <p>[(2) 略]</p> <p>(外観の模様替等、用途変更等及び屋外広告物の設置等における協議)</p> <p>第11条 事業者は、外観の模様替等を行おうとする場合は<u>工事の着手前(地区計画の届出を行う場合にあつては、地区計画届出前)</u>に、用途変更等を行おうとする場合は地区計画届出前又は建築確認申請前に、屋外広告物の設置等を行おうとする場合は<u>工事着手前(当該屋外広告物の設置等が大阪市屋外広告物条例(昭和31年大阪市条例第39号)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>基準</u>における用語の意義は、建築基準法、建築基準法施行令、都市計画法等の関係法令によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者</p> <p>[同左]</p> <p>(i) ~ (iii) [同左]</p> <p>(iv) <u>屋外広告物の設置、増設、表示の変更、移設、改造(以下「屋外広告物の設置等」という。)</u></p> <p>[(2) 同左]</p> <p>(外観の模様替等、用途変更等及び屋外広告物の設置等における協議)</p> <p>第11条 事業者は、外観の模様替等を行おうとする場合は<u>地区計画届出前又は工事の着手前に、用途変更等を行おうとする場合は地区計画届出前又は建築確認申請前に、屋外広告物の設置等を行おうとする場合は地区計画届出前、屋外広告物の許可申請前又は工事着手前に、当該計画(以下「意匠計画」という。)</u>に関して、市長と協議(以下</p>

<p><u>第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前</u>（<u>地区計画の届出を行う場合にあっては、地区計画届出前</u>）に、当該計画（以下「意匠計画」という。）に関して、市長と協議（以下「意匠計画デザイン協議」という。）をしなければならない。</p> <p>[2～7 略]</p> <p>（デザイン協議の成立）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の規定によるデザイン協議が成立した場合は、<u>市長は、その旨を記載したデザイン協議成立書を、手続要領に基づき作成し、事業者と市長がそれぞれ保管するものとする。</u></p> <p>[3 略]</p> <p>（成立した協議内容の変更）</p> <p>第13条 事業者は、前条の規定によりデザイン協議が成立した後、その建築物等の工事が完了するまでの間において、成立したデザイン協議に係る事項を変更しようとする場合は、<u>当該変更箇所の工事の着手前</u>（<u>地区計画の届出を行う場合にあっては、地区計画届出前</u>）に、計画の変更内容（以下「変更計画」という。）について、市長と再協議をしなければならない。ただし、市長が協議の必要がないと特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>（調査等）</p>	<p>「意匠計画デザイン協議」という。）をしなければならない。</p> <p>[2～7 同左]</p> <p>（デザイン協議の成立）</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>2 前項の規定によるデザイン協議が成立した場合は、<u>その旨を記載したデザイン協議成立書を、手続要領に基づき2部作成し、市長の押印の上、事業者と市長がそれぞれその1部を保管するものとする。</u></p> <p>[3 同左]</p> <p>（成立した協議内容の変更）</p> <p>第13条 事業者は、前条の規定によりデザイン協議が成立した後、その建築物等の工事が完了するまでの間において、成立したデザイン協議に係る事項を変更しようとする場合は、<u>地区計画届出前又は当該変更箇所の工事の着手前に</u>、計画の変更内容（以下「変更計画」という。）について、市長と再協議をしなければならない。ただし、市長が協議の必要がないと特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>（調査等）</p>
--	---

第21条 市長は、必要があると認めるときは、調査、指導を行い、又は所有者等に対して必要な事項について報告を求めることができる。

第21条 市長は、必要があると認めるときは、調査、指導を行い、又は所有者及び管理者に対して必要な事項について報告を求めることができる。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から実施する。